【2026.3.17定例資料】

雇用保険料率の変更と
実務における注意点について

令和８年度
雇用保険料率

＜令和8年度の雇用保険料率＞

（赤字は変更部分）

事業の種類＼負担者	① 労働者負担 （失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	② 事業主負担			①＋② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	**5/1,000**	**8.5/1,000**	5/1,000	3.5/1,000	**13.5/1,000**
（令和７年度）	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	**6/1,000**	**9.5/1,000**	6/1,000	3.5/1,000	**15.5/1,000**
（令和７年度）	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	**6/1,000**	**10.5/1,000**	6/1,000	4.5/1,000	**16.5/1,000**
（令和７年度）	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

（枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率）

給与計算時の注意点

■変更のタイミング

雇用保険料の料率変更のタイミングは「4月1日以降に最初に到来する締め日により支給される給与」となり、賃金締日を基準にして変更することになります。

賃金締日が雇用保険料率の改定日の前後いずれにあるかにより、雇用保険料率を変更する時期が決まります。

■具体例

・末日締／翌月25日支払いの場合

締　日：3月31日、支払日：4月25日

→賃金締日が3月中なので、4月25日の支払給与は従前の雇用保険料率で計算します。

5月25日の支払給与より、新しい雇用保険料率で計算します。

・20日締／当月末支払いの場合

締　日：4月20日、支払日：4月30日

→賃金締日が4月1日以降なので、4月30日支払給与より新しい雇用保険料率で計算します。

・25日締／翌月10日末支払いの場合

締　日：3月25日、支払日：4月10日

→賃金締日が3月中なので、4月10日の支払給与は従前の雇用保険料率で計算します。

5月10日の支払給与より、新しい雇用保険料率で計算します。

賞与計算時の注意点

■変更のタイミング

法的には支給確定日が3月31日以前か4月1日以後かによってかわる。

ただし、実務上は、支給日が3月31日までか、4月1日以降かによって料率を変えている会社が多数。

（なぜなら、例えば算定期間が10/1-3/31となっていても、実際の支給条件は支給日時点の在籍者となっていることが多いため）

■具体例

・支給日が3月31日まで

→旧料率で計算

・支給日が4月1日以降

→新料率で計算

年度更新との関係

■基本ルール

「賃金の支払確定日」で年度を判断します。

■よくある給与パターン

・末日締／翌月25日支払いの場合

勤務期間	支払日	年度	雇用保険料率
2/1-2/28勤務分	3/25	令和7年度	旧料率
3/1-3/31勤務分	4/25	令和7年度	旧料率
4/1-4/30勤務分	5/25	令和8年度	新料率

・20日締／翌月15日支払いの場合

勤務期間	支払日	年度	雇用保険料率
1/21-2/20勤務分	3/15	令和7年度	旧料率
2/21-3/20勤務分	4/15	令和7年度	旧料率
3/21-4/20勤務分	5/15	令和8年度	新料率